※法人格のない任意団体の会則や規約の記載例です。

団体内でよく話し合っていただき、団体の活動状況に合わせて項目や内容を調整してください。但し、黄色網掛けは記載必須項目です。

**○○○（団体名称）規約**

（名称）

1. この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

私益（仲間内の会合等）や共益（会員同士の交流等）を主たる目的とした団体の方はご利用できません。　↓

（事務所）

1. 本会の事務所は、名古屋市○○に置く。

（目的）

1. 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために○○○活動を行い次の事業を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の○種類とする。

←会員の種類名や数は、必ずしもこの通りでなくてもOKです。わかりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第6条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

←「月会費　○○○円」、「一口　○○○円（○口以上）」等としてもOKです。

（1）正会員 　入会金　○○○円　／　年会費　○○○円

（2）賛助会員 　入会金　○○○円　／　年会費　○○○円

（3）○○会員　　入会金　○○○円　／　年会費　○○○円

（退会）

第8条 会員は、退会届を○○（会長、代表等）に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

（1）会長

←役員名称はこの例に限りません。「会長・副会長」の名称を「代表・副代表」とする団体もあります。

（2）副会長

（3）監事

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３ 監事は、会の活動及び会計を監査する。

（総会）

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

（1）規約の変更

←会議の名称、内容は一例です。

（2）解散

（3）事業報告及び収支予算

（4）役員の選任又は解任

（5）その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の○分の〇以上（過半数等）の出席がなければ、開会することができない。

（事業年度）

第13 条 この会の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

附則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。